



# KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】 そうだ、弁護士に聞いてみよう！

《有期契約労働者の無期雇用への転換》



(秘書) 先生、有期契約社員も、5年働くと正社員になれるんですか？

(笠原) それはよくある誤解だね。期間の定めがある労働者から期間の定めのない労働者への転換のルールは、労働契約法18条で定められているけど、正確には「5年働く」というわけではないし、「正社員になれる」というわけでもないんだよ。

(秘書) じゃあ、どういうことなんですか？

(笠原) 労働者が、同じ使用者との間で今までに2回以上、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）を締結していて、その有期労働契約の通算期間が5年を超える場合、今継続している有期労働契約の期間の満了前に労働者が申し出れば、今の労働契約の期間満了日の翌日から開始する期間の定めのない労働契約（無期労働契約）が成立するんだよ。

(秘書) 申出があったら成立して、会社は拒否できないんですね。今までの有期契約社員の契約期間を全部合わせて5年を超えればいいんですか？

(笠原) 契約と契約の間で一定の空白期間（いわゆるクーリング期間）がある場合は、クーリング期間以前の契約期間は通算できなくなるよ。空白期間の直前の契約期間の長さによって、クーリング期間の長さは変わるんだ。直前の契約期間が1年以上ならクーリング期間は6か月、直前の契約期間が短い

ほどクーリング期間は短くなっていて、直前の契約期間が2か月以下ならクーリング期間は1か月になるよ。

(秘書) なるほど。クーリング期間ができないように5年働けばいいんですね。

(笠原) 正確には違うよ。実際に5年を超える労働をすることは必要ではないんだ。通算して5年を超える契約を締結した時点で無期転換申込権が発生するので、例えば、期間3年の契約なら、1回更新すれば通算して6年だから、1回更新した時点で権利が発生するんだよ。

(秘書) 注意が必要ですね。他に注意点はありますか？

(笠原) 無期契約への転換は、正社員への変更とは違うから、期間の定め以外の労働条件は、原則として、従前の契約と同じになるということにも気を付けた方がいいね。無期労働契約への転換は、均等待遇、均衡待遇を目指すというよりも、雇用の安定の実現に重点が置かれているんだ。

(秘書) なるほど。よくわかりました。



弁護士 笠原 輔  
(かさはら たすく)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



## 加藤泰弁護士がこっそり教える「弁護士会館」

**秘書:** 弁護士会館が新しくなりましたね。

加藤: 平成27年6月に完成し、7月から利用を開始したばかりだよ。

**秘書:** 誰が建てたんですか？

加藤: 広島弁護士会だね。

**秘書:** あんな立派な建物を建てるなんて弁護士会にはお金があるんですね。

加藤: いやいや、銀行からかなり借りているんだよ。この先、僕らが会費で返していくと思うと気が重い。

**秘書:** 前の会館もまだまだ使えたのにどうして新しくしたんですか？

加藤: 一言でいえば弁護士の増加の影響だね。前の会館は昭和60年12月に出来ただけで当時の弁護士は216人くらいだったんだ。それがいまや540人を超えている。部屋が狭くて会議が開けなかったり、会議室が不足してしまうようになってしまったんだ。

**秘書:** そうだったんですね。というよりその増え方やばくないですか？

加藤: やばいね。30年で弁護士は2.5倍、広島県の人口は減って、事件数も減少傾向にあるか

らね。歯医者さんやタクシー業界と同じで少ないパイを奪い合う感じだね。

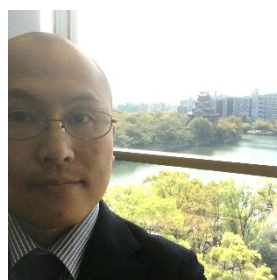
**秘書:** 弁護士だったら安泰ってわけじゃないんですね。

加藤: そうだね。残念な話だけど、依頼者から預かっているお金に手を付けて逮捕されたりする弁護士も出てきてしまっていて、弁護士の経営難と関係があると言われているね。

**秘書:** あわわ、ウチの経営は大丈夫なんですか？

加藤: もちろん大丈夫だよ。といたいところだけど一寸先は闇だから安心は出来ないね。地道に丁寧に仕事をして依頼者から信頼されるように頑張ろうね。

**秘書:** 了解です！



弁護士 加藤 泰  
(かとう やすし)

## 第16回企業法務セミナー報告「従業員の解雇に関する留意点」



2016年3月24日(木)、山下江法律事務所主催第16回企業法務セミナー「従業員の解雇に関する留意点」を開催しました。

講師は、弁護士の稲垣洋之です。

今回のセミナーでは、解雇の種類、解雇できる場合・できない場合、解雇の手続、非正規雇用従業員との関係など、使用者側と労働者側の対立がもっとも強く表れる「解雇」の場面で、解雇の有効性をめぐって争いとなることも少なくないことから、解雇問題に関して使用者側として押さえておくべきポイントについてお話しました。

参加者様からは、「解雇の注意点がよく理解できました。」「解雇に様々な種類があることを知ることができました。」「非常にタイムリーな問題で参考になりました。」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大いに盛り上がりました。

次回は7月28日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。

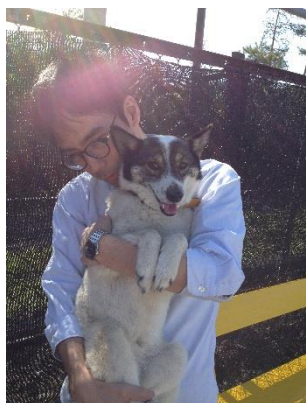




弁護士 ON・OFF

第 31 回

弁護士 松浦 亮介



帰省時に実家の愛犬と

小さい頃から家にイヌがいたこともあり、わたしはどちらかと言えばイヌ派なのですが、最近興味を引かれたのが「全国犬猫飼育実態調査」（一般社団法人ペットフード協会）です。

最新の平成27年調査では全国推計飼育数はイヌ約991万7千匹、ネコ約987万4千匹。かろうじてイヌが上回りましたが、このところ、イヌは減少・ネコは横ばいの傾向が続いており、飼育数が逆転するのは時間の問題のようです。

わたしはネコも好きなので、どちらが多くて構わないのですが、気になったのは、平成20年調査では約1310万1千匹だったイヌの飼育数が

7年で4分の1近くも減ったこと。一人暮らし世帯の増加や高齢化などで、散歩等の世話がかかるイヌの飼育が減ったと分析されています。散歩を喜ぶ姿を見るのも飼い主の楽しみだと思うのですが、人間側に余裕がなければそうも言うてはいられないのでしょうか。

自称イヌ派のわたしも、自宅にはイヌはおらず、帰省の際に、実家の愛犬と散歩したりドッグランで一緒に遊んだりするのを楽しみにしているのが現状です。

なお、平成27年調査では、イヌ・ネコの推計飼育世帯数（イヌ798万5千世帯、ネコ558万8千世帯）や今後の飼育意向率（イヌ23.2%、ネコ16.0%）も確認できます。今後飼育数が逆転しても、まだしばらくはイヌ派が多数派と言って良いのかも知れません。

事務局コラム 第 31 回 「春休み」

Y.Y



USJ15周年入り口

ユニバーサルシティは、開業15周年になりました。JR西日本でユニバーサルシティ15周年記念切符があつてお得だったことから、このたび春休みを狙い、主人と甥っ子を連れて大阪まで行ってきました。

なんといってもユニバーサルシティに直結して駅があるのは遠方から来る人にとって電車の時間を考えやすく便利です。また、駅下車から入口までの導線もよく考えられており、園内に入る前なのに、歩いているだけでわくわくしました。

アトラクションは楽しいのですが、三半規管が

弱っているのかすぐに乗り物酔いですが…。大きなパレードや5分くらいの小さなショーの演出があつたりするので、気分がほっとしました。ちょっとした緊急装置が作動するアクシデントもありましたが、それもまた春休みの良い思い出になりました。

その次の日、せっかくなのでお花見へ。足がにわかにな筋肉痛だったようで、遠方への遠出はできなかったことから近場で。お弁当もお日様の下でたべるといつもよりおいしいです。

ちょっと肌寒かったのですが、雨も降らなかったのも、春休みは満喫できました。



可愛い桜にパシヤリ☆



## 事務局通信

### ◆第17回企業法務セミナー・懇親会のご案内



当セミナー参加者は、1ヶ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。 ※懇親会も同時開催！

平成28年7月28日(木)  
 ≪セミナー≫ 18:30～19:30  
 ≪懇親会≫ 19:30～21:00

講師 副所長/弁護士 田中 伸

“ポイント解説！ 有期労働契約の更新・雇止め”

会場: TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料: 顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 8,000円

(セミナーのみ参加 顧問会社様 無料、

一般 1名様につき 4,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

### ◆不倫慰謝料ページを開設しました

本体サイトに、浮気・不倫(不貞行為)の慰謝料請求あるいは請求拒否・減額について説明したページができました。

浮気・不倫が発覚した場合、法的にどう対処できるか、詳しく説明しています。

<http://www.law-yamashita.com/scope/isyaryo>

☞山下江のブログ 3/11 をご参照ください。



### ◆相続本出版記念パーティーを開催します！！

2016年6月1日発売の、当事務所所属弁護士14名と相続アドバイザー2名が執筆した「相続・遺言のポイント50」(編著:山下江、発行:南々社)の出版記念パーティーを開催します！どなた様



でもご参加頂けますのでぜひお越しください！！ ※事前申込みが必要です。

日時: 2016年6月1日(水) 19:00～20:30

会場: ANAクラウンプラザホテル広島 3階

会費: 5,000円(当日ご持参ください)

特典: 書籍1冊と「なやみよまるくペン」(三色フリクションペン)1本を贈呈

参加申込み: 082-223-0695(担当: 白石・望月)

☞山下江のブログ 4/6 をご参照ください。

### ◆介護事業者向けセミナーを開催しました



第1回介護フェスタ in 広島にて「介護事業にまつ

わる法律問題～法的トラブル予防のための処方箋～」と題してセミナーを開催しました。副所長弁護士田中伸が講師を務め、大好評のうちに終了しました。 ☞山下江のブログ 12/3 をご参照ください。

### ◆全国法律事務所ガイド2016に掲載されました

株式会社商事法務が編集・発行した「全国法律事務所ガイド2016」に当事務所が掲載されました。

☞山下江のブログ 3/3 をご参照ください。



山下江法律事務所  
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間: 平日 9時～18時

TEL: 082-223-0695 / FAX: 082-223-2652 / E-MAIL: info@law-yamashita.com

予約電話受付: 平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間: 月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。